

自治労連は職員ライフサイクルの番人です

労働組合

実態無視・放置！
違法・脱法・潜脱！
改悪！ 不公正！
格差・差別！ 隠ぺい！



許しません

年金
退職・再任用
勤務・研修
異動・昇任
共済・公炎
福利・厚生
賃金・休暇
採用・任用

あなたも 組合員として一緒に

生活改善や健康に働き続けられる職場を求める職員が7割を超えています。
県内の各組合は、賃金引上げ、長時間労働と不払残業の撲滅、人員確保、公正人事評価、子育て環境拡充、パワハラ防止、仕事への誇り・・・などの「自治労連埼玉県本部2018年統一要求書」を当局に提出し、実現にとりくんでいます。

育休正規代替

とる人も 職場も 安心へ

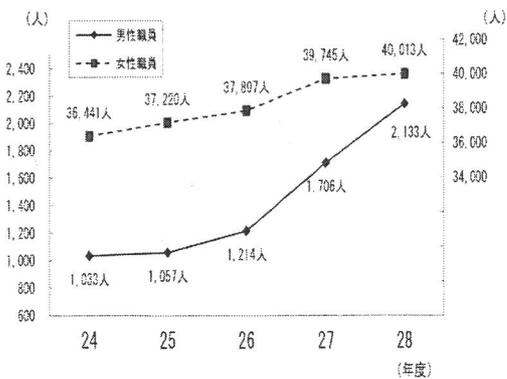
労働組合が職場の番人として元気に行動するためには、あなたも組合員になって一緒に考え、声を出し、一緒に運動することが必要です。労働組合に元気が無ければ暮らしも職場も良くなりません。

総務省の調査では、育児休業の取得率が、男性で3・6%、女性で99・1%になりました。

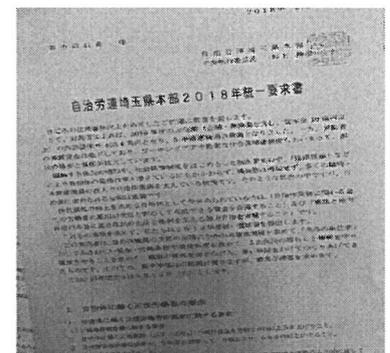
各自治体にも男女共同参画計画がありますが、政府の男女共同参画計画（H27策定）でも2020年には、男性の育児休業取得率が13%にするとしています。

自治労連の調査では、男性の育児休業取得率が13%にするとしています。

■新たに育児休業を取得した職員数の推移(総務省)



達するまで育児休業の取得が可能になり、取得期間が延びたものの最近の取得者数は伸び悩んでいます。
問題は代替の職員配置です。その多くが臨時的任用職員(59・5%)です。育休が取得しやすい職場環境や人事政策がなければ、安心して取得できません。
ちなみに、計画では表向きで「育児休業等の取得



しかし、男性の取得は大きく遅れています。育児休業期間も、男性は6カ月以下が77・4%、女性は1年超が65・5%となっています。
2002年から、子どもが3歳に達するまで育児休業の取得が可能になり、取得期間が延びたものの最近の取得者数は伸び悩んでいます。
問題は代替の職員配置です。その多くが臨時的任用職員(59・5%)です。育休が取得しやすい職場環境や人事政策がなければ、安心して取得できません。
ちなみに、計画では表向きで「育児休業等の取得

正規代替職員の配置は可能

こうしたなか、育休取得者の代替職員を正規職員で配置する自治体が増えていきます。県内では入間市で、組合が毎年要求をし続け、職場の管理職からも正規代替の課題が当局に提起され、に欠けていた職員数を育休代替正規職員として採用するようになりまし

育休中の職員は給与の支給対象ではなく、共済掛金も免除されるので、人件費にも影響は出ません。代替に正規職員が配置されれば、職場は通常の人事異動と同様の対応ですみます。だから全国で正規職員配置をする自治体が増えていきます。
自治労連の各組合は、前記の統一要求書で「育児休業者等の代替職員を正規職員で対応するように」と要求しています。組合と一緒に実現をめざしましょう。

■育児休業取得者と代替配置状況(総務省資料)

	育休取得者	代替職員の配置状況		
		任期付職員	臨時・非常勤	その他
都道府県	男性 930	18	414	498
	女性 22,391	1,203	17,301	3,887
指定都市	男性 393	2	61	330
	女性 3,127	300	1,586	1,241
市区町村	男性 810	15	160	635
	女性 14,495	752	8,394	5,349
合計	男性 2,133	35	635	1,463
	女性 40,013	2,255	27,281	10,477
合計	42,146	2,290	27,916	11,940

県内の再任用制度と運用の実態

自治体名	フルの再任用	短時間のみの再任用	フルと短時間の両方	再任用職員数			対全員数比率
				フル	短時間	合計	
さいたま市			○	40	739	779	85
川越市			○	114	18	132	5.6
熊谷市			○	31	15	46	3.4
川口市			○	6	219	225	5.0
行田市		○		0	26	26	4.7
秩父市		○		0	16	16	2.2
所沢市			○	118	31	149	7.4
飯能市		○		2	2	4	0.6
加須市		○		0	27	27	3.7
本庄市			○	10	12	22	4.1
東松山市			○	15	22	37	5.2
春日部市		○		1	89	90	4.8
狭山市			○	14	57	71	8.6
羽生市			○	2	17	19	4.7
鴻巣市		○		0	41	41	6.0
深谷市			○	4	22	26	2.4
上尾市			○	30	100	130	9.2
草加市			○	56	9	65	3.8
越谷市			○	33	135	168	5.7
蕨市			○	23	9	32	5.1
戸田市			○	23	18	41	4.6
入間市			○	28	40	68	8.1
朝霞市			○	27	27	54	7.1
志木市			○	9	3	12	3.0
和光市			○	10	7	17	4.3
新座市			○	8	80	88	10.7
桶川市		○		0	28	28	6.4
久喜市		○		1	52	53	5.8
北本市			○	16	17	33	8.2
八潮市			○	24	40	64	11.3
富士見市			○	26	18	44	8.1
三郷市		○		1	84	85	9.6
蓮田市		○		0	32	32	6.8
坂戸市			○	37	9	46	8.0
幸手市		○		0	39	39	10.2
鶴ヶ島市			○	0	8	8	2.0
日高市		○		0	12	12	3.2
吉川市			○	22	1	23	5.5
ふじみ野市			○	20	18	38	6.2
白岡市		○		1	7	8	2.2
市集計	13	27		752	2146	2898	6.3
伊奈町		○		2	10	12	3.8
三芳町		○		20	2	22	7.8
毛呂山町		○		0	11	11	4.5
越生町			○	0	0	0	0.0
滑川町		○		0	4	4	3.1
嵐山町		○		0	4	4	2.8
小川町		○		7	0	7	2.6
川島町		○		1	12	13	7.4
吉見町			○	4	0	4	2.3
鳩山町		○		3	8	11	8.4
ときがわ町		○		0	5	5	4.0
横溝町		○		0	7	7	7.9
菅野町			○	1	0	1	1.1
長瀨町			○	1	2	3	3.5
小鹿野町			○	3	4	7	2.8
東秩父村				0	0	0	0.0
美里町				0	0	0	0.0
神川町				0	0	0	0.0
上里町			○	6	0	6	3.4
寄居町			○	4	4	8	3.2
宮代町		○		1	2	3	1.5
杉戸町			○	0	14	14	4.4
松伏町			○	4	4	8	4.4
町村集計	2	7	8	57	93	150	3.7
県全体	2	20	35	809	2239	3048	6.1

※フル(=フルタイム)=常勤(正規)職員
 ※この表は制度上であり、必ずしも運用の実態ではありません。県市町村課調べ

※2017年4月現在で、埼玉連の各自治体調査への回答から作成

退職後の再任用

生活確保と公平感ある制度を

2013年から、間で制度格差が大きくなった退職後たちには、年金が支給されず、役職によって優遇が行われ無職となった職員から「蓄えが減る一方で怖くなる」と深刻な話が伝わってきます。

各自治体で左表のとおり再任用制度はありますが、内容と運用の実態は様々で、国と地方、地方でも市町村

自治労連埼玉県本部2018年統一要求書では

イ 高齢者雇用安定法の改正、閣議決定及び総務副大臣通知の「雇用と年金の接続について」の趣旨を踏まえ、希望者全員を再任用する制度にする。ウ 役職者・非役職者にかかわらず一律の再任用制度をつづける。



あなたの自治体はどうですか

職に再任用するものとする」という後退した制度で閣議決定してしまいました。そして、今また悪名の評

本人が希望した場合には短時間再任用を選択できますか? ③職の開拓などのとくくみをした上で、止むを得ず職員年齢構成への配慮から、本人合意のもとに短時間再任用や他の再就職の確保をしていますか? ④さらに、年金の報酬比例部分の

左表をみると、「フルタイムのみ」「短時間のみの3通り」の組合は「フルと短時間の両方」以外は、高齢者雇用安定法や政府決定の趣旨を逸脱した制度だと考えています。政府は、人事院の「定年延長」を求める意見申出にもかかわらず「希望する職員についてフルタイムの

判がたっている内閣人事局も参加した「定年引上げ検討会」をもって、はるか先の2033年度完成の65歳定年制を検討しています。したがって、各自治体で

支給後も65歳までは再任用を行ってはいませんか。少なくとも自治体で、地方公務員法28条の4でフルタイムの再任用制度が法定化されているにもかかわらず、制度上も運用でも法律の趣旨が曲げられています。なかには「職員定数」が増えることを口実に再任用ではなく任用条件の低い非常勤任用でごまかす自治体

国家公務員の再任用実施状況

平成年度	フルタイム再任用		短時間再任用		合計再任用者	
	人数A	比率	人数B	比率	A+B	H24を100
24	1,541	28.7	3,938	71.9	5,479	100.0
25	1,975	28.8	4,889	71.2	6,864	125.3
26	2,512	28.9	6,176	71.7	8,688	158.6
27	2,655	27.5	7,002	72.5	9,657	176.3
28	3,692	32.9	7,532	67.7	11,224	204.9

間に求める制度と異なる運用が許されるのでしょうか。地公法の脱法! 潜脱! のしりを免れません。

右表は国家公務員の再任用実態です。国公では再任用以外の民間等の再就職先も多いことを考えれば、地方の遅れは深刻です。